第４期埼玉県がん対策推進計画の概要（案）

策定趣旨

- ■ 埼玉県のがん対策を総合的、計画的に推進するための計画
- ■ 令和５年度が現計画の終期であり、第４期がん対策推進基本計画（国計画）に基づき、新たな計画を策定する

計画期間

- ■ 令和６年度から令和11年度まで（６年間）
  ※ただし計画期間中であっても必要に応じて計画を見直す。

目指すべき姿（全体目標）

- ■ 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服を目指す

分野別施策（分野別目標）

1　科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

（１）がんの１次予防
- ① 生活習慣
- ② 感染症対策

（２）がんの２次予防（がん検診）
- ① 受診率向上対策
- ② がん検診の精度管理等

2　患者本位で持続可能ながん医療の提供

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

（１）がん医療提供体制等
- ① 拠点病院の均てん化・集約化
- ② 手術療法・放射線療法・薬物療法の充実及びチーム医療の推進
- ③ 妊孕性温存療法

（２）がんと診断された時からの緩和ケアの推進

（３）希少がんおよび難治性がん対策の推進

（４）小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策

3　がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

（１）相談支援及び情報提供

（２）社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援

（３）がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)
- ① 就労支援
- ② アピアランスケア
- ③ その他の社会的問題

4　これらを支える基盤の整備

（１）人材育成の強化　（２）がん教育とがんに関する知識の普及啓発　（３）がん登録の利活用の推進　（４）患者・市民参画の推進　（５）デジタル化の推進

5　計画の推進体制

県民、患者団体等、拠点病院等、その他の医療機関等、保険者、事業者、県、市町村の役割

【指標】

がん検診受診率、検診がん種別早期がん割合

第４期埼玉県がん対策推進計画の概要（案）

現行計画と次期計画案の構成比較

第４期国計画	第３期県計画	第４期県計画（案）	備　　考
はじめに	第１章　総論		項目建てせず、計画冒頭に記載
	第２章　がんを取り巻く現状と課題		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「第2章 分野別施策」の項目ごとに記載
第１　全体目標と分野別目標	第３章　全体目標	１　目指すべき姿	
第２　分野別施策	第４章　具体的な取組	２　現状と課題解決に向けた主な取組	
１　科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	１　がん予防	（１）科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
（１）がんの１次予防	（１）予防対策の推進（生活習慣の改善）	ア　がんの１次予防	
（２）がんの２次予防（がん検診）	（２）がん検診の受診率及び質の向上	イ　がんの２次予防（がん検診）	
	（３）女性のためのがん対策の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(1)イがんの2次予防（がん検診）」の中に記載
	（４）感染に起因するがんの予防対策		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(1)アがんの1次予防」の中に記載
２　患者本位で持続可能ながん医療の提供	２　がん医療の充実	（２）患者本位で持続可能ながん医療の提供	
（１）がん医療提供体制等	（１）がん医療の充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成	ア　がん医療提供体制等	
		イ　がんと診断された時からの緩和ケアの推進	国計画の体系に合わせる（第３期県計画の「3(1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進」から移動）
（２）希少がん及び難治性がん対策		ウ　希少がん及び難治性がん対策	新規項目・国計画の体系に合わせる
（３）小児がん及びAYA世代のがん対策	（２）小児がん・AYA世代のがん対策の充実	エ　小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策	
（４）高齢者のがん対策			項目建てせず、一部「(2)エ小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策」の中に記載
（５）新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装			国の施策のため、項目建てしない
	（３）がん登録の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(4)エがん登録の利活用の推進」の中に記載
３　がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	３　がんとの共生	（３）がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
	（１）がんと診断された時からの緩和ケアの推進		国計画の体系に合わせる（「(2)イがんと診断された時からの緩和ケアの推進」に移動）
（１）相談支援及び情報提供	（２）情報提供・相談支援の充実	ア　相談支援及び情報提供	
	（３）がん患者の在宅医療の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(2)アがん医療提供体制等」の中に記載
	（４）がんの教育と普及啓発		国計画の体系に合わせる（「(4)イがん教育及びがんに関する知識の普及啓発」に移動）
（２）社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援		イ　社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援	新規項目・国計画の体系に合わせる
（３）がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）	（５）働く世代へのがん対策の充実	ウ　がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）	
（４）ライフステージに応じた療養環境への支援			項目建てせず、一部「(2)エ小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策」の中に記載

（次ページに続く）

第４期埼玉県がん対策推進計画の概要（案）

現行計画と次期計画案の構成比較

第４期国計画	第３期県計画	第４期県計画（案）	備　　考
４　これらを支える基盤の整備		（４）これらを支える基盤の整備	新規項目・国計画の体系に合わせる
（１）全ゲノム解析等の新たな技術を含むさらなるがん研究の推進			国の施策のため、項目建てしない
（２）人材育成の強化		ア　人材育成の強化	新規項目・国計画の体系に合わせる
（３）がん教育及びがんに関する知識の普及啓発		イ　がん教育及びがんに関する知識の普及啓発	国計画の体系に合わせる（第３期県計画の「3(4)がんの教育と普及啓発」から移動）
（４）がん登録の利活用の推進		ウ　がん登録の利活用の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
（５）患者・市民参画の推進		エ　患者・市民参画の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
（６）デジタル化の推進		オ　デジタル化の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
第３　がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第５章　計画推進のための役割	（５）計画の推進体制	
１　関係者等の連携協力の更なる強化			項目建てせず、地域保健医療計画「基本的な事項」での記載を検討
２　感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策			項目建てせず、「(2)アがん医療提供体制等」の中に記載
３　都道府県による計画の策定			項目建てせず、計画冒頭に記載
４　国民の努力	１　県民に期待される役割	ア　県民の役割	
	２　患者団体に期待される役割	イ　患者団体等の役割	
	３　医療機関等の役割	ウ　拠点病院等の役割	
		エ　その他の医療機関等の役割	
		オ　保険者の役割	
		カ　事業者の役割	
	４　行政の役割	キ　県の役割	
		ク　市町村の役割	
５　必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化			項目建てせず、地域保健医療計画「基本的な事項」での記載を検討
６　目標の達成状況の把握			項目建てせず、計画冒頭に記載
７　基本計画の見直し			項目建てせず、計画冒頭に記載
		３　指標	新規項目・地域保健医療計画の統合に伴うもの
	用語の解説		項目廃止・地域保健医療計画「資料編」での記載を検討